

株式会社河村食材 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日 ～ 令和11年8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和7年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年 9月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年 4月～ ノー残業デーの実施

目標2：令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和6年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年11月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施環境の整備について検討する
- 令和7年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度について労働者向けのパンフレットを作成し、周知を図る。

<対策>

- 令和6年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・掲示や備え付けをし、全従業員への周知